

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

奈良県公安委員会規則第6号

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(奈良県金属くず営業条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良県金属くず営業条例施行規則(昭和32年4月奈良県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第12号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則(昭和60年1月奈良県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 奈良県道路交通法施行細則(昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第1号の3までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第2号の2中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第2号の3及び別記様式第2号の4中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第3号の2中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

に改める。

別記様式第4号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第5号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第6号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第7号から別記様式第7号の3までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第8号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第9号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第10号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第11号及び別記様式第11号の2中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月

日」を「 年 月 日」に、「大昭平 年 月

日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第14号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「明大昭 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第15号及び別記様式第16号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記様式第17号及び別記様式第17号の2中「明大昭 年 月 日」を「年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記様式第21号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記様式第21号の3中 「

| | | | |
|----|----|----|----|
| 明治 | 大正 | 昭和 | 平成 |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

」を「

| |
|----|
| 大正 |
| 2 |

」

「

| | | |
|----|----|----|
| 昭和 | 平成 | 令和 |
| 3 | 4 | 5 |

」に、「

| |
|----|
| 平成 |
| 4 |

」を「

| |
|----|
| 令和 |
| 5 |

」に、「明大昭平」を

大昭平令」に改める。

別記様式第22号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、

「

| | | | | |
|----|----|---|---|---|
| 昭和 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 昭和 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 昭和 | 平成 | 年 | 月 | 日 |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
| 年 | 月 | 日 |
| 年 | 月 | 日 |

」に改める。

別記様式第23号中「明治 大正 昭和 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第24号、別記様式第26号から別記様式第28号まで、別記様式第32号及び別記様式第36号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。